

高齢者や障がい者の方を災害時に支援するための

# 個別避難計画について

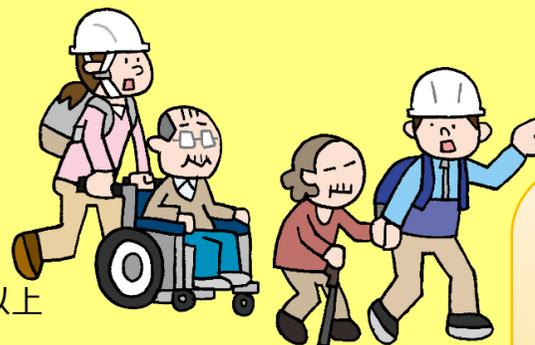


## 個別避難計画ってなに？

災害が発生した際に、一人では安全な場所に避難することが困難な方一人ひとりに対して、避難を支援することができるよう、避難行動要支援者の状況や避難先、避難を支援する方などを記載したものです。

### 個別避難計画の対象となる方

- 要介護3以上
- 要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立支援度Ⅱ以上
- 身体障がい1、2級、知的障がいA
- 精神障害1級、視覚障がい・聴覚障がい3・4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）3級
- 人工呼吸器など医療機器への依存度が高い難病患者



裏面に様式を掲載しています。

個別避難計画では地域の助け合い（共助）が大きな力となります。

被害を最小限に抑えるため、日頃から顔の見える関係作りに努めていただくなど、安心して暮らせる地域づくりにご協力をお願いいたします。

中央区ではさらに、ひとり暮らし、戸建て住宅におすまいの方を優先に作成をすすめています。

【お問い合わせ】 大阪府中央区役所保健福祉課 個別避難計画担当 電話06(6267)9857